

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年9月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200091号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200048号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成31年2月28日の標準賞与額を、32万5,000円に訂正することが必要である。

平成31年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成31年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年2月28日

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に勤務し、請求期間については賞与が支給されたが、賞与支払届が提出されていなかった。そのため、令和4年4月12日に事業主が賞与支払届を提出したが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。請求期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写しにより、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社から32万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、平成 31 年 2 月 28 日の賞与について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 4 月 12 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の平成 31 年 2 月 28 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200093号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200008号

第1 結論

昭和55年*月から昭和56年10月までの請求期間及び昭和59年3月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年*月から昭和56年10月まで
② 昭和59年3月から同年12月まで

請求期間①当時、私は学生であったが、母親がA市役所で国民年金の任意加入の手続きをして、国民年金保険料(以下「保険料」という。)も支払ってくれていたと思う。また、請求期間②は、自分が市役所等で夫の分を含めて保険料を納付したと思う。納付書が送付されるたびに支払ったか、まとめて支払ったかは覚えていない。細かなことは不明であるが、保険料の納付はしていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当時大学生であったが、母親がA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したという話を母親自身から聞いたことがある旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとする母親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、母親がどこで、どのような方法で保険料を納付していたかは不明である旨陳述しており、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたが、請求者の手帳記号番号「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる払出年月日及び当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和61年3月頃に払い出されたものと推認されることから、請求期間当時、請求者の国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、請求者は請求期間当時、A市またはB市に住民登録していたとするが、A市及びB市は、請求期間当時の資料はない旨回答している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに請求期間においてA市及びB市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿により全件確認したものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

- 2 請求期間②について、請求者の手帳記号番号は、前述のとおり昭和 61 年 3 月頃に払い出され、昭和 59 年 3 月 28 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認されることから、請求者は当該期間に係る保険料を納付できる状況であったと考えられる上、オンライン記録によると、請求者は当該期間直後の昭和 60 年 1 月分から保険料を納付していることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間②の保険料について、請求者自身が夫の保険料とともにA市役所または金融機関等で納付したと思うとしているが、保険料額、納付場所、納付時期等について具体的な状況を記憶しておらず、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る保険料とともに夫の保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、請求者の請求期間②以前の年金記録は、厚生年金保険加入期間（昭和 56 年 11 月 1 日から昭和 57 年 8 月 24 日まで及び昭和 58 年 8 月 1 日から昭和 59 年 3 月 28 日まで）を除き、すべての未加入期間（昭和 55 年*月から昭和 58 年 7 月まで（請求期間①を含む。））で保険料を納付しておらず、請求期間において請求者は保険料の納付意識が高かったことはいえな

い。

さらに、A市は請求者の請求期間②に係る保険料を納付したことを確認または推認できる資料はない旨回答している上、請求者に係る国民年金被保険者名簿において、当該期間は保険料納付を示す記録は確認することができない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。